

燃料電池自動車等の規制の在り方検討会について

1. 趣旨

気候変動問題に対応するため、政府として国内の温暖化ガスの排出を2050年までに「実質ゼロ」とする方針を表明し、**カーボン・ニュートラルの実現に向けて**、水素をはじめとした新エネルギーの普及が進む中で、燃料電池自動車、天然ガス自動車、液化石油ガス自動車（以下、「燃料電池自動車等」という。）を巡る規制に関して、**科学的知見に基づく安全性の確保を前提としつつ、合理的な規制制度の検討**を行う必要あり。このため、学識者、業界関係者、その他有識者、関係省庁を構成員とする燃料電池自動車等の規制の在り方検討会を立ち上げ、燃料電池自動車等を巡る規制について**高圧ガス保安法のみならず道路運送車両法の側面からも整理し、今後のあるべき制度について**広く検討を進める。

2. 想定される検討内容

日本においては、燃料電池自動車等には道路運送車両法（国土交通省所管）及び高圧ガス保安法（経済産業省所管）の二法令による規制が行われている。燃料電池自動車等の利用拡大が予想される場所、下記の観点に留意しつつ、今後のあるべき制度について検討を進める。

- **法技術的及び技術的な観点**、両面からの検討を行うこと。
- **高圧ガス保安法のみではなく道路運送車両法の観点**（ガソリン車や電気自動車などその他自動車に対する規制との関係性も含む）からも検討すること。
- 規制の合理性を検討するにあたっては、事業者の利便性だけでなく、消費者や社会全体の利益についても十分考慮すること。
- 二法令においては、安全確保に係る前提や考え方が異なる点、各法令に基づく既存の制度（設備、人員等を含む）等を踏まえた実現可能性についても十分考慮すること。

3. メンバー

（別紙）

4. 今後の段取り

- 4月上旬 第1回検討会
- 5月 第2回検討会

- 6月 第3回検討会 中間とりまとめ
- 秋に積み残し課題の議論など、必要に応じ検討会を開催し、12月に最終とりまとめ